

○消費者庁告示第 号
国土交通省

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令（令和六年

経済産業省
国土交通省 令第

号）の施行に伴い、及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）
第三条第一項の規定に基づき、日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千二百四十六号）
の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

消費者庁長官 新井ゆたか

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定
の傍線を付した部分のように改める。

改 出 後							改 出 前						
第 1 ～ 第 5 （略） 別表 1 （略） 別表 2 － 1 （既存住宅に係る表示すべき事項等）							第 1 ～ 第 5 （略） 別表 1 （略） 別表 2 － 1 （既存住宅に係る表示すべき事項等）						
		(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)			(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
		表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字			表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
(略)							(略)						
個別性能に関する こと	(略)						個別性能に関する こと	(略)					
	5 温熱環境・エネルギー消費量に関する こと	(略)						5 温熱環境・エネルギー消費量に関する こと	(略)				
		5－2 一次エネルギー消費量等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（1、3、4、5又は6）による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。等級1によるときはその理由	一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度			5－2 一次エネルギー消費量等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（1、3、4、5又は6）による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。等級1によるときはその理由	一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
					(略)							(略)	
			等級 3	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一					等級 3	一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、一			

附 則

この告示は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。